

公 告 第 1 2 4 号

平成 3 1 年 3 月 2 3 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合

理 事 長 前 野 広

(公 印 省 略)

組 合 規 約 一 部 変 更 に つ い て

当組合の規約の一部変更について平成 3 1 年 3 月 1 8 日付で認可されましたので公告します。

記

第 2 2 条第 2 項を第 3 項に改め、第 2 項に以下の内容を加える。

「 2 テレビ会議により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

(1) テレビ会議で組合会を開催した旨

(2) テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

(3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨

(4) テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所 」

附 則

この規約の変更は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

以上